

## こころんのあゆみ

- 2002年 NPO法人こころネットワーク県南設立
- 2004年 生活支援センターこころん（精神障害者地域生活支援センター）を開所
- 2005年 NPO 法人こころんに名称変更  
ホームヘルプサービス事業開始
- 2006年 障害者自立支援法に移行  
地域活動支援センター I 型  
就労移行支援事業 就労継続支援 B 型事業  
共同生活援助事業 居宅介護支援事業  
グループホームあけぼの荘運営開始  
なごみの家（1998年開設）の運営開始  
直売・カフェこころや開店
- 2007年 チャレンジショップにこころ屋開店  
ジョブコーチ支援事業開始
- 2008年 グループホームこころんはうす開所
- 2010年 矢部農場（養鶏・採卵）開始  
こころんファームとして、無農薬による農業を開始
- 2011年 社会福祉法人こころん設立、NPO 法人こころん解散  
こころん工房（製菓部門）開所  
指定特定相談支援事業開始
- 2012年 就労継続支援 A 型事業開始
- 2015年 にこころ屋の閉店にともない移動販売を強化
- 2016年 ディスカバー農山漁村の宝選定
- 2018年 こころんファーム養鶏場ここたま開所
- 2020年 就労定着支援事業開始
- 2023年 就労継続支援 A 型事業廃止

## 就労支援

### 1. 一般就労を目指す方のために (就労移行支援事業)

直売・カフェこころや、こころん工房、こころんファーム、企業などで、一般就労に向けて訓練や実習をします。

また、求職活動・就労定着のための支援を行います。

定員：10名

利用期間：2年

### 2. 働く力を身につけたい方に (就労継続支援B型事業)

直売・カフェこころや、なごみの家、こころんファーム、その他の事業所で就労や生産活動の機会を設け、就労に必要な知識・能力の向上を目指すための支援を行います。

定員：30名

### 3. 安心して働き続けるために (就労定着支援事業)

雇用されている一般の企業や事業所で継続して働けるよう、ご本人と企業の橋渡しをしながら、職場定着のサポートをします。

対象者：就労継続支援等の障害福祉サービスの利用を経て就職した方で、就職後6ヶ月以上、3年6ヶ月未満の方

### 4. 就職後に手厚くサポート (ジョブコーチ支援事業)

一般企業や事業所に就職前後から、その職場に適應できるように訪問して支援にあたります。

対象者：就職または採用が決まった方

利用期間：約1年3ヶ月

# 生活 支援

## 1. グループホーム (共同生活援助事業)

あけぼの荘(矢吹町)・こころんはうす(泉崎村)

障がいのある方が、より自立した地域生活を維持できるよう生活の場を提供し、世話を配置して日常生活の支援を行います。みんなで協力しあいながら明るく楽しく生活しています。

### ○生活全般の相談・助言

日常生活に必要な家事支援、金銭や服薬の自己管理支援、対人的な悩みの相談など

### ○食事の提供(朝・夕)

世話人と協力して準備します。

### ○楽しい行事の開催

地域行事の参加、旅行、クリスマス会  
バーベキューなど

定員 28名(個室)

サテライト(アパート型) 1名

グループホーム	男性	女性	合計
あけぼの荘	10名	6名	16名
こころんはうす	6名	6名	12名

## 2. こころんヘルパーステーション (居宅介護事業)

地域においてより良い日常生活や社会生活が維持できるよう、お手伝いをします。居宅での入浴・排せつ及び食事等の介護。調理・洗濯等の家事、ならびに生活等に関する相談・助言などの生活全般にわたる援助を行います。

### ○家事援助

調理 買物 衣類の洗濯 補修 掃除など

### ○身体の介護

身体の清潔の保持

通院や公共機関の利用などの援助

必要な身体の介護など

### ○その他

生活に関する相談や助言

障害支援区分1以上

定員 20名



## 活動 支援

### 1. 生活支援センターこころん (地域活動支援センターⅠ型)

障がいを持つ方が、自らの病気や障がいを理解し、自分らしく前向きに生きていくことを支援します。日中活動の場として利用できます。

- 絵画教室・カラーセラピー教室  
(隔週木曜日)
- 茶道 (月1回)
- ピアカウンセリング (第1火曜日)
- レクレーション (月1回)
- 地域交流
- 生活に関わる相談・助言
- その他、生産活動など

### 「こころの相談室」

本人や家族がかかえる様々な悩みや不安を少しでも取り除けるよう、専門スタッフによる相談をお受けしております。お気軽にご利用ください。

- ご相談は無料です。
- まずはお電話でご予約ください。
- 秘密は厳守します。

### 2. 相談支援センターこころん (指定特定相談支援事業)

障害者総合支援法に基づき、障がいがある方が福祉サービスを利用する場合は、サービス等利用計画書を作成する事が必要となります。

将来の希望や目標を確認し、不安や課題などを共有し、自分らしく生きられるような計画作りを一緒にさせていただきます。また、作成後は定期的に振り返りを行い障害福祉サービスが適切に提供されているかを確認し、改善や調整を行います。ご本人の希望に沿った支援や人を繋げ、住み慣れた地域で、豊かな暮らしをつくることを目指します。

